



「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）及び風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について（二次答申）（案）」を踏まえた各対応事項の進め方（案）について

令和7年2月3日（月）

環境省 大臣官房総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課



各対応事項の進め方（案）（1／3）

Ⅱ．前回法改正事項の点検

答申（案）において対応が求められている事項	直ちに制度的な措置を講ずべき事項	進め方に係るスケジュール（案）		
		速やかに対応していくことが必要な事項（～3年程度）	順次対応していくことが必要な事項（～5年程度）	中長期的な検討を要する事項（～10年程度）
1．配慮書手続の在り方				
●適切な複数案の考え方、区域の範囲の目安、環境保全上配慮すべき重要な区域の考え方等に関する検討	—			
●方法書以降に配慮書に係る検討結果を活用していくための方策の検討	—			
●第二種事業における適切な立地検討に係る仕組み等の検討	—			
2．報告書手続の在り方				
●発電所に係る報告書を環境省が取得するための仕組みの構築（アセス図書の継続公開に係る制度的な仕組みの構築）	◎			
●事後調査等の実地結果の一元的な管理・分析によるアセス全体の最適化	—			
●データの取得に係る考え方の整理	—			

Ⅲ．陸上風力発電の導入促進に当たって必要となる環境配慮の確保

答申（案）において対応が求められている事項	直ちに制度的な措置を講ずべき事項	進め方に係るスケジュール（案）		
		速やかに対応していくことが必要な事項（～3年程度）	順次対応していくことが必要な事項（～5年程度）	中長期的な検討を要する事項（～10年程度）
1．立地誘導による導入促進				
●環境影響の程度に応じてアセス手続を振り分ける制度案、ゾーニングに係る他制度とアセス制度の連携強化、配慮書手続の有効活用	—			
2．法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保				
●法対象規模を下回る事業の取扱いの検討（第二種事業の規模要件に係る検討）	—			
●スクリーニングの新基準の整備、環境情報の整備・拡充、スクリーニング手法の検討等	—			
●第二種事業における適切な立地検討に係る仕組み等の検討（再掲）	—			

各対応事項の進め方（案）（2／3）

Ⅲ．陸上風力発電の導入促進に当たって必要となる環境配慮の確保

答申（案）において対応が求められている事項	直ちに制度的な措置を講ずべき事項	進め方に係るスケジュール（案）		
		速やかに対応していくことが必要な事項（～3年程度）	順次対応していくことが必要な事項（～5年程度）	中長期的な検討を要する事項（～10年程度）
３．建替事業に係る効果的・効率的な環境影響評価手続の実施				
（１）配慮書手続の見直し	◎			
（２）評価項目の絞り込み等による環境影響評価の合理化	－			

Ⅳ．現行制度の課題等への対応

答申（案）において対応が求められている事項	直ちに制度的な措置を講ずべき事項	進め方に係るスケジュール（案）		
		速やかに対応していくことが必要な事項（～3年程度）	順次対応していくことが必要な事項（～5年程度）	中長期的な検討を要する事項（～10年程度）
1．環境省による環境影響評価図書の継続的な公開				
●環境省がアセス図書を継続的に公開するための制度上の仕組みの確立	◎			
2．戦略的環境影響評価の実現				
●我が国における陸上風力発電に係る戦略的アセスの実現に向けた検討（ゾーニングに係る他制度とアセス制度の連携強化、環境保全上配慮すべき重要な区域の考え方の提示等）	－			
●持続可能性アセスも視野に入れた戦略的環境影響アセスの実現に向けた検討	－			
3．累積的な環境影響への対応				
●累積的な環境影響評価に係る技術的検討等（諸外国事例の整理、技術的な考え方・責任分担の考え方の検討等）	－			
●累積的な環境影響の回避・低減に係る検討	－			
●累積的な環境影響評価を実施するためのアセス図書の継続的な公開（再掲）	◎			

各対応事項の進め方（案）（3／3）

IV. 現行制度の課題等への対応

答申（案）において対応が求められている事項	直ちに制度的な措置を講ずべき事項	進め方に係るスケジュール（案）		
		速やかに対応していくことが必要な事項（～3年程度）	順次対応していくことが必要な事項（～5年程度）	中長期的な検討を要する事項（～10年程度）
4．環境影響評価に係る技術の向上と環境情報基盤の充実化				
●海外の先進事例等の科学的知見の収集・整理、技術的なガイドライン等の整備	—			
●アセスに係る技術的検討（生態系アセスの技術的検討、生物多様性オフセットの技術的動向等の整理、気候変動への適応に係るアセスの考え方の検討等）	—			
●アセスに係る人材の育成（技術的な人材、ファシリテーター）	—			
●環境情報基盤の充実化（EADASの整備・運用等）	—			
5．環境影響評価法の対象とすべき新たな事業に関する検討				
●海洋における新たな海底資源の採掘事業等に係る知見の収集	—			
●CCS事業の取扱いに係る検討	—			
6．その他の課題等への対応				
（１）国と地方公共団体における情報交流の推進	—			
（２）環境影響評価の合理化を図るための技術的な検討の推進	—			
（３）小規模事業に係る簡易な環境影響評価の推進	—			
（４）環境影響評価に係る事業の「一連性」の考え方の周知	—			
（５）手続途中段階の風車の機種変更（適切なアセスに係る方策の検討）	—			
（６）発電設備等を撤去又は廃棄する際の環境影響評価（考え方の周知）	—			
（７）評価書に基づく事業の許認可等を行った際の審査結果の理由の公表（仕組みの検討）	—			
（８）長期的な手続未着手案件への対応（考え方の整理）	—			
（９）公聴会の開催（条例に基づく実績や効果の整理・検証）	—			
（10）環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続（仕組みの検討）	—			
（11）迅速な復旧・復興と環境配慮の確保の両立（考え方の整理）	—			